

横福指第 17-1 号
令和 3 年（2021 年）5 月 10 日

指定地域密着型サービス事業所
（認知症対応型共同生活介護事業所を除く） 管理者 様

横須賀市福祉部指導監査課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る令和 3 年度運営推進会議等の
取扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
標記の件について、「新型コロナウイルス感染症に関する Q & A（令和 2 年 4 月 17 日
横須賀市福祉部長通知）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議等の取
扱いについて（令和 2 年 12 月 21 日事務連絡）」において通知しているところですが、
依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況であるため、令和 3 年
度の運営推進会議等については、当面の間、下記のと通りの取扱いとします。
各事業所におかれましては、内容をご確認いただき、適切な対応をお願いします。

記

- 1 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の実施について
 - ・原則、通常の会議形式ではなく、書面による報告及び意見聴取等を行い、実施方
法、聴取した意見等、詳細な記録を残してください。当該記録の公表及び市への
報告等は通常どおり行ってください。なお、事業所の判断により、通常の会議形
式での実施も可能です。開催にあたりましては、十分に感染防止対策を講じてく
ださい。
 - ・資料等は、書面のみでも意見等が得られるよう記載、添付いただけますよう、ご
協力をお願いします。
- 2 市職員の運営推進会議（介護・医療連携推進会議）への出席について
 - ・市職員の会議への出席は、書面による意見等の提出に代えさせていただきます。
事前に資料等を市へ提出してください。また、書面による意見等の提出は、年度
内 1 回とします。事業所におかれましては、市の職員に意見を求める時期を検討
してください。
- 3 外部評価について
（対象サービス） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、
看護小規模多機能型居宅介護
 - ・上記 1 及び 2 に準じます。
 - ・運営推進会議（介護・医療連携推進会議）において外部評価を行う事業所につい
ては、上記 2 の市からの意見等の提出は、外部評価実施時とします。

（事務担当：福祉部指導監査課 指導監査第 1 係 電話：046-822-8162）